

# 近畿農業協同組合研究会会則

第1条 本会は近畿農業協同組合研究会と称する。

第2条 本会の事務局を一般社団法人農業開発研修センター内に置く。

第3条 本会は農業協同組合の理論的・実践的諸問題を研究討議し、農協運動の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 研究例会及び研究大会の開催
- 2 会報『近畿農協研究』の編集・発行
- 3 会員の共同研究とその成果の公表
- 4 関連研究会との連絡・連携
- 5 会員名簿の発行
- 6 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 本会は個人会員、団体会員及び准会員で構成する。

個人会員は、次の各号に該当するもので、本会の趣旨に賛同し、所定の入会手続きをとった者とする。

- 1 近畿6府県の単協・中央会・連合会・全国連合会府県本部の役職員
- 2 近畿の地方自治体に所属し、農協に関心を有する者
- 3 原則として近畿に在住する農協研究者
- 4 原則として近畿に支所等を設置している農協の全国団体の役職員
- 5 その他の運営委員会が適当と判断した個人

団体会員は、次の各号に該当する団体で、本会の趣旨に賛同し、本会の事業活動を助長することを目的として入会を申し出、運営委員会の承認を受けた団体とする。

- 1 近畿6府県の単協（単協会員）
- 2 近畿6府県の中央会・連合会・全国連合会府県本部（府県団体会員）
- 3 原則として近畿に支所等を設置している農協の全国団体（全国団体会員）
- 4 その他の運営委員会が適当と判断した団体

准会員は、次の各号に該当する団体で、本会の趣旨に賛同し、所定の入会手続きをとった団体とする。

- 1 近畿6府県以外の単協・中央会・連合会・全国連合会都道府県本部
- 2 その他の運営委員会が適当と判断した団体

会員は、毎年所定の会費を納入しなければならない。

第6条 本会の役員として運営委員22名、監事2名を置く。

運営委員は、代表者1名を互選する。

代表者は、会務を統括し、本会を代表する。

運営委員は、本会の議決機関である運営委員会を構成する。

監事は、本会の会計を監査する。監事は運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

第7条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は、運営委員の承認を得て、代表者が委嘱する。

顧問は、運営委員会に出席して、意見を述べるができる。

顧問は、本会の運営上の重要事項について、代表者の諮問に応ずる。

第8条 運営委員及び監事の選出は、別に定める運営委員・監事選出規程による。  
役員任期は2年とし、重任を妨げない。

第9条 運営委員会は、代表者が招集する。  
運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。  
運営委員会の議長は、開催毎に出席した運営委員が互選する。  
運営委員会は、本会の運営に関する次の事項を審議決定する。

- 1 事業計画及び予算計画
- 2 事業報告及び会計報告
- 3 会費の額
- 4 その他の重要事項

第10条 運営委員会の決定事項は、会報を通じてすみやかに会員にしらされなければならない。

会員は、運営委員会の決定事項に関して、研究例会または研究大会において意見を述べるができる。

第11条 本会の業務を円滑に進めるために、事務局会議を置く。  
事務局会議の責任者となる事務局長は、代表者が会員の中から、運営委員会の議を経て指名する。

事務局長の任期は2年とし、重任を妨げない。

事務局会議は、運営委員会を補佐し、運営委員会の決定事項を処理する。

第12条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第14条 本会則の変更は、運営委員会において出席運営委員の3分の2以上の同意がなければならない。

附 則 1 本改正は、平成2年6月16日から実施する。  
2 本改正にかかわらず、平成2年6月16日現在の会員は、自動的に会員資格を継続するものとする。

附 則 1 本改正は、平成12年1月25日から実施する。  
2 本改正にかかわらず、平成12年1月25日現在の会員は、自動的に会員資格を継続するものとする。

附 則 本改正は、平成25年5月20日から実施する。

# 近畿農業協同組合研究会運営委員・監事選出規程

第1条 本規程は、本会の運営委員・監事の選出を円滑に進めるために定める。

第2条 運営委員は、個人会員及び団体会員の中から、次の区分によりその配分定数を選出する。

- |   |                |          |     |
|---|----------------|----------|-----|
| 1 | 団体会員に所属しない個人会員 | 運営委員配分定数 | 6名  |
| 2 | 単協会員及び府県団体会員   | 運営委員配分定数 | 15名 |
| 3 | 全国団体会員         | 運営委員配分定数 | 1名  |

第3条 団体会員に所属しない個人会員及び単協会員を代表する運営委員は、前任者の協議により選出する。

府県団体会員及び全国団体会員を代表する運営委員は、それぞれ関係会員の協議により選出する。

第4条 監事は、運営委員改選後の第一回運営委員会において指名する。

第5条 本規程の変更は、運営委員会において出席運営委員の3分2以上の同意がなければならない。

- 附 則
- 1 単協会員代表運営委員は初回のみ、府県団体会員の協議により選出する。
  - 2 本規程は、昭和55年5月12日から実施する。

附 則 本改正は、平成12年1月25日から実施する。